

河川付近の土地での建築等には河川法許可申請が必要です

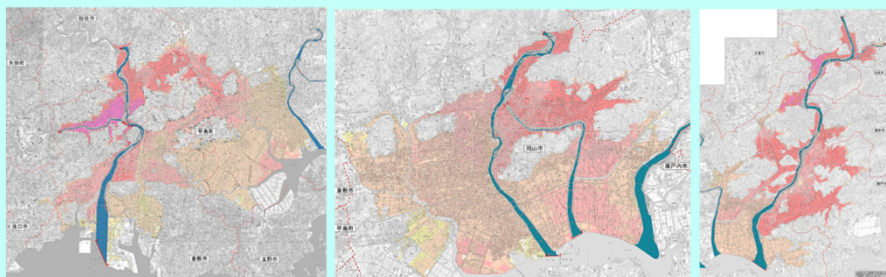
河川は、洪水を流下させるという重要な役割を担っており、堤防によりその安全が保たれています。河川のそうした機能を保つには、皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

**堤防の安全確保のため
ご協力をお願いします！**

堤防が決壊した場合は広範囲に甚大な被害が発生します

低平地が広がる岡山平野では、ひとたび堤防が決壊した場合は、広範囲に浸水被害が及びます。例えば、倉敷市酒津の高梁川堤防が決壊した場合、浸水被害の範囲は、岡山市内まで達します。

想定最大規模降雨による浸水想定区域 (平成29年4月19日公表)



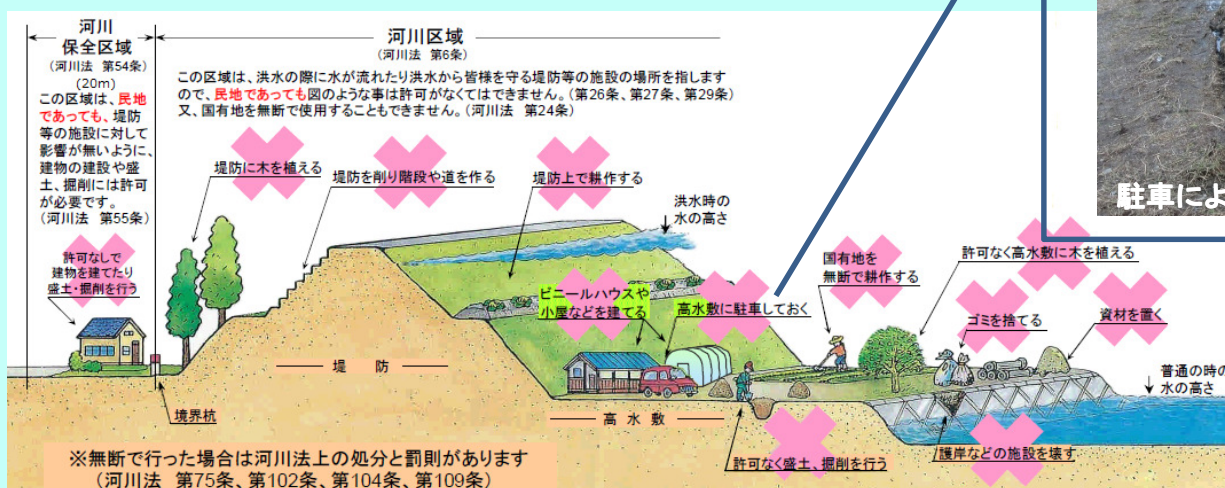
高梁川・小田川

旭川・百間川

吉井川・金剛川

堤防付近での行為について 必要な手続きをお願いします

堤防に近接した土地には河川保全区域を設定しています。行為によっては許可が必要となります。



■内容に関するお問い合わせ先

国土交通省岡山河川事務所

事務所：国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課
岡山市北区鹿田町2-4-36 TEL 086-223-5193